

保土ヶ谷区連合町内会長連絡会規約

(名称及び事務所)

第1条 本会は、保土ヶ谷区連合町内会長連絡会と称し、事務所を保土ヶ谷区役所に置く。

(目的)

第2条 本会は、区内各地区連合町内会相互の連絡を密にするとともに、住民福祉の向上と住民自治の発展をはかることを目的とする。

(構成)

第3条 本会は、区内の各地区連合町内会長をもって構成する。

(役員)

第4条 本会に、次の役員を置く。

会 長 1名

副会長 2名

監 事 2名

(役員の仕事)

第5条 会長は、本会を代表し会務を掌理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 監事は、本会の会計を掌理する。

(役員の任期)

第6条 会長の任期は、2年とする。ただし、1回に限り再任することができる。

2 会長以外の役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

3 補欠役員の任期は、前任者の残りの任期とする。

4 役員の任期の始まりは、6月区連会の開催日とする。

5 やむを得ない事由により、次期役員を選考できない場合、再任回数に関わらず、役員を留任できる。ただし、当該事由が解消され次第、速やかに次期役員を選考し、留任期間を除いた任期を引き継ぐ。

(役員を選考方法)

第7条 役員を選考方法は、別途内規で定める。

2 選考は、4月区連会後から6月区連会の開催日までに行い、役員を決する。

(顧問)

第8条 本会に、相談役として顧問を置くことができる。

2 顧問は、本会会長経験者のうちから、会長が委嘱する。

3 顧問の委嘱期間は、2年とする。

4 顧問が既に本会を退会している場合は、会長の求めに応じて、会議に出席して助言または意見を述べることができる。

(会議)

第9条 本会の会議は、毎月定例日に開催するものとする。ただし、必要あるときは、臨時に会議を開催することができる。

(事業)

第10条 本会は、次の事業を行う。

(1) 区内の各地区連合町内会の連絡調整並びに区内の他の団体との連絡に関する事。

(2) 各地区連合町内会長から提出される広報事項及び行政機関よりの広報伝達等の協力に関する事。

(3) その他、本会の目的達成に必要な事。

(会計)

第11条 本会の経費は、地域活動推進費及び寄付金等をもってあてる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(規約の改正)

第12条 この規約を改正するときは、構成員の3分の2以上の決議を要する。

附 則

1 この規約は、昭和35年10月11日から施行する。

2 昭和40年9月13日改正（第6条の任期を2年とする。）

3 昭和43年3月19日改正（第6条に第2項を加える。）

4 昭和47年4月17日改正（名称、副会長の数。）

5 平成7年5月17日改正（顧問を置く。）

6 平成13年3月19日改正（目的及び役員任期、選考方法）

7 平成17年3月18日改正（役員任期の明確化、分担金の廃止。）

8 令和2年4月27日改正（やむを得ない事由による役員留任）

9 令和3年10月18日改正（役員任期の始期、選考方法の内規及び顧問の役割の制定）